72. アフリカ工業所有権機関(ОАРІ)(ОА)

	国別				所	蔵範	囲	
国名	整理 番号	名称	使用言語	発行状況	発行年次	番号	主な欠号	整理区分
72 アフリカ工業所有権機構(OAPI	1	Brevet d'Invention 特許発明明細書 O A P I 加盟国 (仏語圏) ベニン コートジボアー カメルーン マリ モージェール ガボン 赤道ギニア トーゴ ブルキファソ 中央フゴ セネニア マリカ コートジボン ボンボン ボンボン ボンボン ボンボン ボンボン ボンファソ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	仏語	不 定	1980 ~ 1966 ~ 1992 CD·ROM	3960 ~		特番号 []
(O A)	2	Bulletin Officiel (O.A.M.P.I) 工業所有権公報	仏語	不 定	1966 ~ 1972			発行日順
	3	Bulletin Officiel (O.A.M.P.I) 工業所有権公報	仏語	不 定	1966 ~			発行日順
	4	Table des Brevet et Certificats d'Addition 特許、追加特許索引	仏 語	不 定	1967 ~ 1972			発行日順

1 . 種 類 (1) 発明特許 (2) 追加特許 (3) 実用新案 2 . 存続期間 (1) 出願日から10年(5年づつ2回延長可) (2) 原特許残存期間 (3) 出願日から5年(3年1回延長可) 3 . 異議は公告から6ケ月 4 . 実施義務 特許日から3年、出願日から4年以内(いずれか遅い方 5 . 1966~1970年までは協定名がO.A.M.P.I (Office Africaine et Malagache de la Propriété Industrielle の略)であったが1980年に同協定からマダガスカルが脱退したため、O.A.P.I と名称を変更した。 6 . I P C を使用 7 . 特許法は特殊な「医薬特許」を除いてはフランス特許法と同様である。
1977年以降はO.A.P.I工業所有権公報(整理番号3)に総続 指定国はなく自動的に全加盟国に及ぶ 種類 1.特許 ── 出願から10年(5年づつ2回延長可) 2.追加特許 原特許存続期間 3.実用新案 出願日から5年(3年延長可、最長8年) 特許付与は特許公報に公告される 異議制度なし(無効処分は裁判所) 明細書は仏又は英語出願
1.商標 1) 期間 出願から10年(10年づつ更新可) 1982.2.8以前は出願日から20年 2) 分類 国際分類 (商品34、サービスマーク8) 3) 審査 無審査 出願日=登録日 異議公告から6ケ月 2.意匠(1982年発行「バンギ協定」) 1) 期間 出願日から5年 (5年づつ2回更新可、最長15年) 2) 審査 方式のみ 異議なし